

# 東久留米市交通安全計画 検討報告書（案）

【令和 3 年度～令和 7 年度】

令和 3 年 1 2 月

東久留米市

## 目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の考え方等について	1
1 計画策定の主旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の目標	1
第2章 交通事故等の状況	2
1 交通事故の状況	2
2 道路等の状況	3
3 踏切の状況	4
第2部 講じようとする施策	5
第1章 重点施策	5
1 高齢者及び子供の交通安全の確保	5
2 自転車の安全利用の推進	11
3 交通安全意識の普及及び徹底	15
第2章 分野別施策	16
1 道路交通環境の整備	16
2 道路交通秩序の維持	18
3 二輪車の交通事故の防止	18
4 救助・救急体制の整備	19
5 被害者の支援	21
6 災害に備えた道路交通環境の整備	22

< 關係資料 >

1	交通事故發生狀況	資-1
2	交通事故統計表（令和元年）	資-2
3	交通事故統計表（令和2年）	資-3
4	東京都内年齢層別状態別死者数（令和2年）	資-4
5	交通安全対策基本法	資-5
6	東久留米市交通安全対策協議会設置要綱	資-6

# 第1部 総論

## 第1章 計画策定の考え方等について

### 1 計画策定の主旨

東久留米市では、昭和45年に交通安全都市宣言を行い、交通事故のない安全で快適に生活できる社会を実現するため、平成29年2月に東久留米市交通安全計画（平成28～32年度）を策定し総合的かつ計画的に推進してきました。

交通事故の総件数は、道路交通環境の整備や道路交通秩序の維持などを始めとする様々な取り組みを進めたことや、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛等の影響もあり減少しています。しかしながら、近年においては、全国的に高齢運転者による交通事故や未就学児を始めとする子供が関係する事故、そして自転車交通の様々な課題がクローズアップされている現状などを背景に、高齢者の交通事故防止や子供を交通事故から守る交通安全対策、そして自転車の安全利用など、より一層の充実が求められています。

このような状況の中、前期の東久留米市交通安全計画（平成28～32年度）が令和2年度で終了したことに伴い、東久留米市では第11次東京都交通安全計画を基本に、市と市民や関係機関とが協働して取り組む計画を策定するものであります。

### 2 計画の性格

この計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、第11次東京都交通安全計画との整合を図りつつ、東久留米市内における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための大綱となるものであるとともに、市や関係機関における取組の指針のみならず、市民の行動指針として、自助、共助の取り組みを呼びかけるものです。

なお、この計画の期間は、第11次東京都交通安全計画の計画期間と合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### 3 計画の目標

人命尊重の理念を基本とし、市民が安全に安心して暮らせる社会を実現するため、交通安全計画に掲げた施策を総合的かつ効果的に推進していくことにより、交通事故の着実な減少と交通災害の防止に努めます。また、以下の数値目標を設定し、交通事故全体の発生を抑止を推進します。

- (1) 交通事故による死者ゼロを目指します。
- (2) 令和7年までに年間の負傷者数を250人以下にすることを目指します。

## 第2章 交通事故等の状況

### 1 交通事故の状況

市内の交通事故の推移を見てみると、交通事故による死傷者数は平成28年に350人であったものが令和2年には228人と122人減少しており、15歳以下の子供や65歳以上の高齢者の死傷者数は減少傾向が見られます。一方、子供や高齢者の死傷者数の割合は横ばいであり、必ずしも減少傾向となっておりません（表-1.1 参照）。また今後、65歳以上の高齢者人口の増加が見込まれることや子供を安全で安心して育てられる環境整備の推進や支援が求められる中、高齢者及び子供の交通安全の確保の必要性は高まっています。（表-1.2 参照）。

表-1.1 交通事故発生状況（東久留米市内）（単位：件、人）

年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事故件数	306	268	260	266	194
死者数	0	1	1	1	1
死傷者数	350	316	301	297	228
うち子供（0～15歳） の死傷者数（%）	23 (6.6)	29 (9.2)	25 (8.3)	27 (9.1)	20 (8.8)
うち65歳以上の高齢者 の死傷者数（%）	81 (23.1)	55 (17.4)	56 (18.6)	64 (21.5)	41 (18.0)

資料：交通総務課（交通統計）

表-1.2 15歳未満及び65歳以上の人口推計（令和3年は実数、単位：人）

年度	令和3年 4月	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
15歳未満 (%)	13,970 (11.9)	13,679 (11.9)	13,541 (11.7)	13,360 (11.7)	13,189 (11.6)
65歳以上 (%)	33,539 (28.7)	33,636 (28.9)	33,757 (29.0)	33,861 (29.2)	34,019 (29.4)

資料：「第5次長期総合計画 主要指標の推計」及び「第8期 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を基に作成

## 2 道路等の状況

市内の道路等整備の状況は、都市計画道路の事業中路線や交通安全施設の整備が進んできており、これらの整備に伴い主要道路における交通量は、横ばい傾向で推移しています。

(表-1.3～1.6 参照)。



東 3・4・20 号線

表-1.3 都市計画道路の整備の状況

(各年 4 月 1 日現在、単位：m)

路線名	計画決定 済み延長	整備済み延長				事業中を 含む延長
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
東 3・4・4 号線	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
東 3・4・5 号線	2,370	2,080	2,080	2,080	2,370	2,370
東 3・4・7 号線	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
東 3・4・11 号線	3,800	3,440	3,440	3,440	3,440	3,800
東 3・4・12 号線	2,820	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
東 3・4・13 号線	2,700	300	300	300	300	830
東 3・4・14 号線	2,100	0	0	0	0	0
東 3・4・15 の 1 号線	1,380	0	0	0	0	1,380
東 3・4・18 号線	3,650	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
東 3・4・19 号線	2,930	2,930	2,930	2,930	2,930	2,930
東 3・4・20 号線	1,400	870	870	1,400	1,400	1,400
東 3・4・21 号線	5,670	3,090	3,090	3,090	3,090	3,820
東 3・4・22 号線	0	0	0	0	0	0
計	32,860	18,960	18,960	19,490	19,780	22,780
整備率	-	57.7%	57.7%	59.3%	60.2%	69.3%

資料：都市建設部道路計画課

表-1.4 種類別道路の延長と面積

(各年 4 月 1 日現在)

年次	総数		主要地方道		一般都道		市道	
	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )
平成 29 年	251,333	1,567,360	13,151	174,243	7,168	80,724	231,014	1,312,393
平成 30 年	253,432	1,604,306	13,713	186,068	8,327	100,016	231,392	1,318,222
令和 元年	255,698	1,637,667	13,713	186,068	6,836	83,577	235,149	1,368,022

資料：東京都道路現況調査

表-1.5 交通安全施設整備状況 (都道を除く)

交通安全施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
道路照明	9,558灯	9,754灯	9,905灯
防護柵	36.1km	36.5km	36.5km
道路標識	375本	378本	378本
視線誘導標	341本	341本	341本
道路反射鏡	1,775本	1,793本	1,810本
視覚障害者誘導用ブロック	290箇所	290箇所	290箇所
自転車通行空間	2.9 km	2.9 km	2.9 km

資料：都市建設部管理課

表-1.6 道路交通調査 (単位：台/10分)

調査路線名	平成29年2月		平成30年2月		令和元年2月		令和2年2月	
	21~22日		20~21日		26~27日		26~27日	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
新青梅街道	334	110	326	114	296	110	326	135
小金井街道	127	54	128	50	134	36	128	61
所沢街道	132	54	136	50	153	55	135	51
新小金井街道	149	51	144	46	142	45	141	50

資料：環境安全部環境政策課

### 3 踏切の状況

市内の鉄道路線は、西武池袋線の1路線で踏切が5箇所あります(表-1.7参照)。これまでに踏切道に対しては、カラー舗装を施すなど安全対策を講じております。踏切はひとたび事故が発生すると重大な結果をもたらすことから、関係機関と連携して対策を検討していく必要があります。

表-1.7 踏切道の状況

踏切道名	所在地	横断長(m)	踏切幅員(m)
ひばりヶ丘第2号	学園町1-12	9.2	2.9
ひばりヶ丘第5号	浅間町1-1	8.6	4.9
ひばりヶ丘第7号	新川町1-2	8.8	12.0
東久留米第1号	本町1-1	10.3	9.4
東久留米第3号	小山1-18	10.5	4.0

資料：都市建設部道路計画課

## 第2部 講じようとする施策

### 第1章 重点施策

65歳以上の高齢者の交通事故死傷者数の割合は横ばいに近い状況にありますが、今後さらに高齢者人口の増加が見込まれ、それに伴い高齢者の運転免許保有者も増加することを考えると、歩行者・運転者両面からの高齢者の交通安全の確保が重要となってきます。一方、児童が交通事故に遭う事例も毎年、発生しており子供の交通安全の確保も重要となります。

さらに全交通事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向であり、交通ルールの遵守や交通マナーの向上、安全な走行環境の確保など、自転車の安全利用に向けた様々な取組みも求められています。

したがって、これらの課題に共通し、基礎となるものとして市民の交通安全意識を高めていくことが重要となります。地域の一人ひとりに交通安全意識を普及させ、交通マナーの向上と交通ルールの遵守の実践を習慣づけることが交通事故防止のためには欠かせません。

これらのことから、

- ・高齢者及び子供の交通安全の確保
- ・自転車の安全利用の推進
- ・交通安全意識の普及及び徹底

以上の三つを重点施策と位置づけて取り組んでいきます。

#### 1 高齢者及び子供の交通安全の確保

都内の65歳以上の高齢者は、他の年代と比較して、致死率が高く、道路交通事故の死者の4割近くを占めています。また都内の子供の交通事故件数は、その他の年齢層に比べて少ないとはいえ、死亡事故がゼロには至らず、この状況を念頭に諸施策を推進していく必要があります。

令和2年中の都内における交通事故発生状況を見てみると、死者数は、高齢者が前年中に比べ5人増加し、子供は4人増加しており（表-2.2 参照）、状態別の発生割合は、自転車乗用中と歩行中で高齢者が約88%となっており子供は100%となっています（表-2.1 参照）。

また、高齢者の四輪車乗用中の事故が、高齢者全体の約56%となっており、子供の自転車乗用中の事故が、子供全体の約60%とそれぞれ過半数を占めている状況です（表-2.2 参照）。



表-2.1 都内における交通人身事故発生状況（令和2年）

《状態別・年齢層別死者数の推移》

（単位：人）

年齢層別 状態別	子供	若年層				25 ～ 29	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 ～ 64	高齢者			計
		高校	未成年	20 ～ 24	小計						65 ～ 74	75 以上	小計	
四輪車乗車中	0	1	0	5	6	1	0	2	0	1	3	1	4	14
二輪車乗車中	0	3	2	6	11	2	4	7	12	1	3	0	3	40
自転車乗用中	1	0	0	3	3	0	2	4	3	5	4	12	16	34
歩行中	4	0	0	2	2	2	6	3	7	6	10	27	37	67
計	5	4	2	16	22	5	12	16	22	13	20	40	60	155
昨年比	4	3	-2	8	9	-1	1	4	-3	3	3	2	5	22

資料：「令和2年 東京の交通事故(警視庁交通部)」  
「警視庁交通年鑑 令和2年版(警視庁交通部)」

表-2.2 都内における高齢者及び子供の交通人身事故発生状況（令和2年）

《状態別発生状況》

（単位：件、人）

年齢層別	状態別	四輪車 乗車中	二輪車乗車中			自転車 乗用中	歩行中	その他	計
			自二輪	原付	小計				
子供	発生件数	0	2	0	2	743	498	1	1,244
	前年比	0	2	-1	1	-166	-121	0	-286
	死者数	0	0	0	0	1	4	0	5
	前年比	0	0	0	0	0	4	0	4
	負傷者数	263	8	0	8	830	511	1	1,613
	前年比	-115	-2	-2	-4	-234	-130	0	-483
高齢者	発生件数	4,998	189	228	417	2,298	1,132	6	8,851
	前年比	-1,524	-52	-28	-80	-316	-299	3	-2,216
	死者数	4	3	0	3	16	37	0	60
	前年比	-4	2	0	2	2	5	0	5
	負傷者数	1,102	154	180	334	2,084	1,104	5	4,629
	前年比	-426	-39	-9	-48	-294	-315	1	-1,082

資料：「警視庁交通年鑑 令和2年版(警視庁交通部)」

① 高齢歩行者の交通安全対策と交通安全意識の向上

高齢者が安心して通行できるよう、歩道や公共交通施設などのバリアフリー化、高齢者にも見やすい信号・標識や路面表示などの整備を推進します。

都内全体の交通事故による死者数を分析すると（表-2.2 参照）、高齢者の歩行中及び自転車乗用中における死者数が高い割合を占めています。こうした実情を高齢者や一般ドライバーにも伝え、両者が高齢者の事故防止に努めていくように図ります。さらに、交通安全意識の向上を図るために交通安全講習会への参加を積極的に呼びかけていきます。また、高齢者の交通事故死者数が多い夜間や薄暮時の交通事故を防ぐために、反射材の活用などの啓発に努めます（表-2.3 参照）。

表-2.3 都内における高齢者及び子供の交通人身事故発生状況（令和2年）

《歩行中の発生状況：事故類型別》

（単位：件、人）

年齢層別	事故類型別	人 対 車 両						路上停止中	その他	踏切 通行中	計
		横 断 中					小計				
		横断歩道 横断歩道	横断歩道 付近	横断歩道 橋付近	その他	小計					
子供	発生件数	108	9	1	121	239	1	258	0	498	
	前年比	-57	-2	1	13	-45	-1	-74	-1	-121	
	死者数	3	0	0	1	4	0	0	0	4	
	前年比	3	0	0	1	4	0	0	0	4	
	負傷者数	107	9	1	121	238	1	272	0	511	
	前年比	-65	-2	1	12	-54	-5	-70	-1	-130	
高齢者	発生件数	377	25	1	158	561	21	547	3	1,132	
	前年比	-19	2	-2	-46	-65	-1	-235	2	-299	
	死者数	13	2	0	8	23	0	11	3	37	
	前年比	4	-2	-1	-2	-1	-1	5	2	5	
	負傷者数	366	23	1	149	539	21	544	0	1,104	
	前年比	-24	4	-1	-47	-68	-1	-246	0	-315	

《歩行中の発生状況：違反別》

(単位：件、人)

年齢 層別	違反別	信号 無視	横断違反						小計	酩酊 徘徊	その他	違反 なし	計
			横断歩 道外	斜め 横断	駐車車両 の直前後	走行車両 の直前後	横断禁 止場所						
子供	発生件数	15	20	3	4	4	2	33	-	32	340	420	
	前年比	-2	7	-6	-5	-1	-5	-10	-	3	-96	-105	
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	-	1	3	4	
	前年比	0	0	0	0	0	0	0	-	1	3	4	
	負傷者数	15	20	3	4	4	2	33	-	52	335	435	
	前年比	-2	7	-6	-5	-1	-4	-9	-	-5	-98	-114	
高齢者	発生件数	27	33	4	0	4	20	61	7	46	991	1,132	
	前年比	-8	-18	-6	-3	1	-6	-32	3	-8	-254	-299	
	死者数	7	0	0	0	1	2	3	6	3	18	37	
	前年比	3	-8	0	0	1	-1	-8	4	1	5	5	
	負傷者数	20	32	4	0	3	18	57	1	42	984	1,104	
	前年比	-11	-11	-6	-3	0	-5	-25	-1	-9	-269	-315	

《時間帯別発生状況》

(単位：件、人)

年齢 層別	時間帯別	6～	8～	10～	12～	14～	16～	18～	20～	22～	0～	2～	4～	計
		8	10	12	14	16	18	20	22	0	2	4	6	
子供	発生件数	53	96	88	145	291	367	146	44	10	0	0	4	1,244
	前年比	-20	-50	-2	4	-28	-115	-65	-6	1	-2	-3	0	-286
	死者数	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	5
	前年比	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
	負傷者数	61	182	162	196	332	418	182	58	15	2	0	5	1,613
	前年比	-36	-91	-11	-1	-72	-168	-81	-12	-2	0	-5	-4	-483
高齢者	発生件数	483	1,155	1,540	1,315	1,297	1,306	835	343	197	149	95	136	8,851
	前年比	-185	-309	-314	-173	-207	-312	-220	-149	-90	-89	-88	-80	-2,216
	死者数	2	5	3	9	7	10	8	5	3	3	2	3	60
	前年比	-1	-1	-1	6	0	2	1	1	1	-1	-1	-1	5
	負傷者数	229	572	901	689	705	700	413	160	81	65	47	67	4,629
	前年比	-92	-172	-203	-146	-121	-138	-83	-61	-18	-5	-10	-33	-1,082

資料：「令和2年 東京の交通事故(警視庁交通部)」「警視庁交通年鑑 令和2年版(警視庁交通部)」

## ② 高齢運転者の交通安全対策

高齢者人口が増加する中で、運転免許を保有し、自動車を運転する高齢者は増加すると見込まれます。年齢を重ねるに従って瞬時の判断・反応などが低下してくることは避けられませんが、自らの運転能力・運動能力の認識や安全運転の再確認などが求められます。このため高齢者向けの安全運転教育の充実に努めるとともに、高齢者にも見やすい信号・標識や路面表示などの整備を推進します。



さらに、加齢等で運転に不安を感じる運転免許保持者に免許の自主返納を促すことや、運転経歴証明制度の周知などを図ります。また、高齢者の自転車乗用中の事故の割合は横ばいにあるものの、発生件数はまだまだ多い状況にあります(表-2.4 参照)。

なお、発生件数の約60%に安全不確認等の自転車の違反が見受けられることから、高齢者に対する自転車の正しい乗り方などの啓発に努めます。

## ③ 子供の交通安全対策

子どもを安全で安心して育てられる環境整備の推進及び支援が求められる中、未就学児に交通ルールを理解・定着させるため、例年、市立小学校の入学式前に開催される交通安全の集いにおいて、所轄の田無警察署員による未就学児への横断歩道の渡り方等の指導や、交通安全をテーマにした人形劇の講演を行う等により、幼少期からの交通安全に対する啓発を推進します。また通学路の交通安全を確保するため、教育委員会、保護者などの地域の関係者、警察、道路管理者等が連携し、定期的に通学路の合同点検を行い、交通安全施設や登下校時の子供を見守る交通擁護員等のハード・ソフトの両面の対策を図ることにより安全確保に努めます。



表-2.4 都内における高齢者及び子供の交通人身事故発生状況年次推移

《自転車乗用中の発生状況：事故類型別》

(単位：件、人)

年次	年齢層別	事故類型別	人対自転車	車 両 相 互					車両単独	踏切	計
				正面衝突	出会頭	右左折時	その他	小計			
平成30年	子供	発生件数	57	29	516	121	146	812	28	0	897
		前年比	24	5	-10	-27	17	-15	20	0	29
	高齢者	発生件数	108	45	1,023	506	522	2,096	199	1	2,404
		前年比	19	10	122	19	66	217	123	0	359
令和元年	子供	発生件数	70	24	498	100	137	759	80	0	909
		前年比	13	-5	-18	-21	-9	-53	52	0	12
	高齢者	発生件数	124	52	1,039	386	468	1,945	545	0	2,614
		前年比	16	7	16	-120	-54	-151	346	-1	210
令和2年	子供	発生件数	66	26	358	93	112	589	88	0	743
		前年比	-4	2	-140	-7	-25	-170	8	0	-166
	高齢者	発生件数	117	41	793	353	402	1,589	592	0	2,298
		前年比	-7	-11	-246	-33	-66	-356	47	0	-316

《自転車乗用中の発生状況：違反別》(令和2年)

(単位：件、人)

年齢層別	違反別	安全不確認	一時停止	交差点安全通行	信号無視	前方不注意	ハンドル・ブレーキ操作不適	その他	違反なし	計
子供	発生件数	130	61	59	8	38	53	89	305	743
	前年比	-38	-35	-19	-8	4	5	5	-80	-166
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	前年比	0	0	0	0	0	0	-1	1	0
高齢者	発生件数	317	90	150	39	40	392	345	925	2,298
	前年比	-54	8	-51	-9	-9	35	-17	-219	-316
	死者数	2	3	2	4	0	4	0	1	16
	前年比	0	3	1	2	-1	4	-3	-4	2

資料：「令和2年 東京の交通事故(警視庁交通部)」  
「警視庁交通年鑑 令和2年版(警視庁交通部)」

## 2 自転車の安全利用の推進

自転車は、便利で手軽な交通手段として通勤・通学・買い物など日常生活に利用されています。環境負荷の軽減、交通渋滞の緩和など交通面だけでなく、健康増進面からも効果が期待されています。

しかし、歩道・車道を問わず自転車が放置され、通行時や災害時の緊急活動などの支障となっていることや、自転車が歩行者に衝突して死傷させるなど自転車利用者が加害者となる事故も発生しており、社会問題にもなっています。

都内での自転車乗用中の交通人身事故類型別発生状況については、車両単独での事故発生件数が増加傾向にあります（表-2.7 参照）。

令和2年度の道路交通法の一部改正により、自転車危険運転行為については、妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）が追加され、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者に対し、講習の受講義務が課せられることになりました（従わない場合は5万円以下の罰金）。

交通ルールの遵守・交通マナーの向上とともに、安全で安心できる自転車通行環境の整備、放置自転車等対策などに取り組みます。

自転車危険運転行為 15 類型
① 信号無視
② 通行禁止違反
③ 歩行者用道路における車両の義務違反 (徐行違反)
④ 通行区分違反
⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
⑥ 遮断踏切立入り
⑦ 交差点安全進行義務違反等
⑧ 交差点優先者妨害等
⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
⑩ 指定場所一時不停止等
⑪ 歩道通行時の通行方法違反
⑫ 制御装置（ブレーキ）不良自転車運転
⑬ 酒酔い運転
⑭ 安全運転義務違反
⑮ 妨害運転 (交通の危険のおそれ・著しい交通の危険)

表-2.5 都内における自転車乗用中の交通人身事故総数年次推移（単位：件、人、％）

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発 生 件 数	11,901	12,865	13,094	11,443
死 者 数	28	25	34	34
負 傷 者 数	10,429	11,160	11,195	9,703
第 1 当事者及び第 2 当事者とも 自転車の事故	952	1,094	1,220	1,036
全交通事故に占める自転車関連 事故の割合	33.4	36.1	39.0	40.6

資料：「警視庁交通年鑑 令和 2 年版(警視庁交通部)」

表-2.6 都内における自転車乗用中の交通人身事故年齢層別発生状況（令和 2 年）

（単位：件、人）

区分	子供	高校 生	未成 年	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30 歳 台	40 歳 台	50 歳 台	60～ 64 歳	高齢 者	計
発生件数	743	552	214	774	855	1,848	1,955	1,645	559	2,298	11,443
前年比	-166	-235	-98	-168	-16	-266	-252	-65	-69	-316	-1,651
死者数	1	0	0	3	0	2	4	3	5	16	34
前年比	0	0	-1	1	-1	0	2	-5	2	2	0
負傷者数	830	428	162	565	636	1,486	1,630	1,392	490	2,084	9,703
前年比	-234	-154	-53	-106	-50	-224	-226	-100	-51	-294	-1,492

資料：「警視庁交通年鑑 令和 2 年版(警視庁交通部)」

表-2.7 都内における自転車乗用中の交通人身事故類型別発生状況年次推移

（単位：件、人）

年次	区分	人対 自転 車	車 両 相 互							車両 単独	踏 切	計
			正面 衝突	出 会 頭	す れ 違 い	右 折 時	左 折 時	そ の 他	小計			
平成 30 年	件数	940	328	5,741	308	1,259	1,454	2,335	11,425	499	1	12,865
	前年比	142	94	427	50	-64	-96	161	572	251	-1	964
令和 元年	件数	1,024	290	5,466	298	1,115	1,346	2,189	10,704	1,366	0	13,094
	前年比	84	-38	-275	-10	-144	-108	-146	-721	867	-1	229
令和 2 年	件数	950	297	4,543	252	1,001	1,089	1,850	9,032	1,461	0	11,443
	前年比	-74	7	-923	-46	-114	-257	-339	-1,672	95	0	-1,651

資料：「警視庁交通年鑑 令和 2 年版(警視庁交通部)」

① 安全教育・啓発の推進

警察署などの協力により、市内小中学校で行っている自転車安全教室等の場を活用し、自転車の正しい乗り方の指導や自転車安全利用五則の周知を図るなど、学校・地域における交通安全教育の推進に努めます。



小学校交通安全教室

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・ 夜間はライトを点灯
  - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



高齢者対象交通安全教室

② 指導等

自転車乗用中の事故割合は横ばいにあるものの、依然として多数発生しているため、交通ルールを守らない走行に対しては街頭指導等により、事故の抑制に努めます（表-2.4 参照）。

③ 自転車用ヘルメットの普及啓発

自転車事故による死者の約8割の方が、頭部損傷を主因として亡くなっているため、子供だけでなく成人にも自転車乗用時のヘルメット着用の推進に努めます（表-2.8 参照）。



帽子一体型ヘルメット

表-2.8 都内における自転車乗用中の交通死亡事故 損傷主部位別割合

(令和2年)

(単位：人、%)

全損	頭部	顔部	頸部	胸部	腹部	背・腰部	腕・脚部	その他	合計
0	28	0	1	1	2	2	0	0	34
0.0%	82.3%	0.0%	3.0%	3.0%	5.8%	5.8%	0.0%	0.0%	100%

資料：「警視庁の統計 令和2年（警視庁総務部文書課）」

④ 自転車の安全性の確保

・ 自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られ、傷害保険及び賠償責任保険が付帯されている「TSマーク」や、



TSマーク



自転車協会が定めた「自転車安全基準」に適合する自転車に貼られる「BAAマーク」、及び製品安全協会が消費生活用製品安全法に基づく安全基準に適合した製品に付けられる「SGマーク」の周知に努めます。



BAAマーク

SGマーク

⑤ 安全な走行空間の確保

- ・歩行者及び自転車が安全に快適に利用できるよう自転車レーンや自転車道の整備などに努めます。
- ・自転車の走行空間や通行安全の確保を図るため、電線共同溝方式等による無電柱化に努めます。



東3・4・20号線

⑥ 駅周辺放置自転車等対策

東久留米市自転車等の放置防止に関する条例では、「市長の責務」「市民の責務」「自転車等の利用者等の責務」「鉄道事業者等の責務」「施設の設置者又は管理者の責務」「自転車の小売業者の責務」がそれぞれ明記されています。各々がそれぞれの責務を十分理解し実践していくことが重要です。

鉄道事業者や警察等の協力を得ながら実施している駅前放置自転車クリーンキャンペーンなど違法駐輪へのマナー向上を図るため、チラシ配布などの啓発活動を実施するとともに、駅周辺の巡回を行い指導・取締りを実施しながら自転車等駐車場の利用を呼びかけます。また、「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、駅周辺における恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、駅西側からの整備を計画的に進め、放置自転車等対策を図ります。

表-2.9 市立自転車等駐車場の状況

(単位：台)

年 度	登録利用駐車場			一時利用駐車場		
	個所数	登録台数		個所数	延べ利用台数	
		自転車	原付		自転車	原付
平成 29 年度	6	1,734	161	2	277,520	13,276
平成 30 年度	6	1,713	156	2	281,203	12,831
令和元年度	6	1,488	143	2	278,602	13,283
令和 2 年度	6	1,376	137	2	189,690	9,408

資料：都市建設部管理課

表-2.10 駅周辺放置自転車等の措置

(単位：台)

年 度	撤 去		返 還		廃 棄		リサイクル
	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付	自転車
平成 29 年度	932	14	604	9	234	4	132
平成 30 年度	628	5	324	3	205	2	173
令和元年度	764	6	460	4	227	3	123
令和 2 年度	426	6	223	3	146	2	93

資料：都市建設部管理課

### 3 交通安全意識の普及及び徹底

幼児から高齢者に至るまで、交通安全意識を持って行動することが、交通安全にとって最も重要なことです。それぞれの発達段階や年齢層に応じて交通安全教育を受けていくことが、交通安全意識を身に付けるのに効果的と考えます。

市民一人ひとりが、交通ルールの遵守と交通マナーを身に付けるよう、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するとともに、交通安全活動の推進を図り交通安全意識の高揚を図ります。

#### ① 交通安全教育の推進

- 交通安全教室・講習会の開催など市内小中学校・地域等に対する年齢層などに応じた交通安全教育の推進に努めます。
- 近年自転車が加害者となる死亡事故が問題になっていることから、自転車の危険運転撲滅に向けて、交通安全意識の醸成に努めます。
- 飲酒運転について、「飲酒運転をしない・させない」社会環境を醸成すべく、関係機関と連携の上、キャンペーンや啓発活動を行います。



中学生対象のスケアード・ストレート方式（スタントマンによる実演）による交通安全教室

#### ② 交通安全活動の推進

交通安全協会・交通少年団等交通安全組織の充実などに努め、これら組織と連携を図りながら交通安全運動の推進、キャンペーンの実施など様々な啓発活動の充実・強化を図ります。



交通安全週間中の街頭指導



高齢者指導員・推進委員による交通安全啓発活動

### ③ 各種広報媒体を活用した啓発の推進

交通安全に関する情報等を市ホームページなどの広報媒体を活用しながら情報発信を行い、交通安全意識の向上に努めます。

## 第2章 分野別施策

### 1 道路交通環境の整備

交通安全の推進には、人と車が安全で円滑に通行できる道路や施設など道路環境の整備が不可欠です。

#### ① 道路の整備

- ・幹線道路を始めとする道路交通網の整備により、生活道路への通過車両の流入排除や延焼防止、緊急車両の到着時間短縮などの効果による防災性の向上などを図るとともに、老朽化した橋梁の計画的な維持補修や狭隘道路の拡幅など生活道路の整備に努め、生活環境の向上や市民の安全・安心の確保に努めます。
- ・歩行者、自転車及び自動車のそれぞれの道路交通の安全と円滑化を図るため、交通量等の状況も勘案しながら、歩道未整備区間や歩道幅員の狭い区間について、歩道の整備に努めます。また近年、各地で自転車と歩行者による交通事故も問題になっています。自転車と歩行者の分離を図るために、自転車通行空間の新設・整備に努めます。
- ・交差点は、その形状が歩行者及び車両の安全確保、交通の円滑化を図る上で非常に重要な要素であることから、交通管理者との協議なども踏まえ、右折レーンの設置や隅切り設置などの改良などに努めます。



市内の自転車通行空間  
(自転車ナビマーク)

#### ② 交通安全施設等の整備

- ・障害者や高齢者を含むだれもが安全かつ快適に通行できる道路交通環境となるよう、視覚障害者誘導用ブロックの設置、横断歩道の切り下げなどをはじめとする段差の解消を図り、歩道と車道の平坦性確保や、車椅子がすれ違うことのできる歩道の整備など交通環境のバリアフリー化に努めます。
- ・カーブや交差点部など見通しが悪く、十分な注意を払っても交通事故の発生の



車いす用段差解消ブロック



恐れがあり、道路反射鏡を設置することで事故防止効果が認められる場合は、これらの施設の設置に努めます。

- ・車両の路側外への逸脱や歩行者の無秩序な車道横断を起因とする事故を防止するためガードレールやガードパイプの設置に努めます。
- ・夜間の交通事故防止の観点から道路照明や視線誘導標などの整備に努めるとともに、これらの交通安全施設の適切な維持管理にも努めます。
- ・道路利用者に対して的確な情報提供が行われるよう、わかりやすく見やすい道路標識の設置に努めます。

### ③ その他交通環境の整備

- ・道路景観の向上を図るとともに、歩行者・自転車等の通行の安全確保、災害時の避難救助活動の円滑化など、都市の安全と魅力ある都市景観の創造のため、電線共同溝方式等による無電柱化に努めます。
- ・道路の緑化には、人にうるおいや安らぎを与えるほか、道路交通の快適性や道路としての安全性、遮光、視線誘導、指標、衝撃緩和機能など様々な役割があるため、道路標識等の支障にならないよう留意しながら整備に努めます。
- ・工作物の設置や工事などのための道路の占用及び使用については、円滑かつ安全な道路交通の確保や道路の無秩序な掘り返しを防止するため、道路調整会議において工事の施工時期や施工方法を十分協議し、極力抑制する方針のもとに適正な許可を行います。また常時のパトロールにより許可条件の遵守、保安施設の整備等の指導を徹底します。
- ・生活道路における歩行者の安全通行を確保するためにガードレールの設置やカラー舗装の整備に努めるとともに、区域全体で速度規制を行う、「ゾーン30」を推進します。



無電柱化された都市計画道路



ゾーン30の指定区間



カラー舗装の整備

- ・児童の通学時などの安全を確保するため、教育委員会、道路管理者、田無警察署、市立小学校、保護者などが協力して、東久留米市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全点検を行い、学校区ごとの危険箇所の把握を行うなど各種交通安全対策や交通規制対策を行っていきます。
- ・違法な駐停車・駐輪は、道路交通に支障を生じさせるだけでなく、災害時の緊急活動や視覚障害者の歩行の妨げにもなります。特に、東久留米駅周辺の道路上や視覚障害者誘導用ブロック上に自転車等が放置されている状況があります。これらの解消に向けて努めていきます。

## 2 道路交通秩序の維持

道路交通の安全と円滑化を図るため、交通実態に即した施策の実施が必要です。

### ① 交通規制の実施と指導等

- ・交通の安全と円滑化を図るとともに道路利用者の利便性や快適性を高めるため、交通実態に即した交通規制や指導等に努めます。
- ・歩行者及び車両の安全確保、交通の円滑化を図るため、必要がある場所に信号機や横断歩道の設置を図ります。また、交通状況に応じて、右左折信号や歩車分離式信号の整備にも努めます。

### ② 違法駐車・放置自転車等対策

道路交通の支障となり、災害時の緊急活動などの妨げにもなる違法駐車や放置自転車等については、駅周辺などを巡回しての啓発・指導を行っていますが、今後、これらをさらに強化していくとともに、公共交通機関利用促進を図る周知や「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、駅周辺における恒久的な自転車等駐車場の確保に努め、放置自転車等対策を図ります。

### ③ スマートフォン等に起因する事故対策

近年、携帯電話やスマートフォンの画像を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にある情勢を踏まえ、令和元年度に道路交通法の一部改正により、携帯電話使用等に対する罰則が引き上げられました。携帯電話使用等は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導、取締りを推進します。

## 3 二輪車の交通事故の防止

令和2年の警視庁の統計によると二輪車の乗車中の交通事故死者数は歩行中に次ぐ40人、全死者数の約26%に達しております。特に高校生から50歳台の死者数

の約47%が二輪車乗車中に発生しており、このような状況からも、二輪車の交通事故の防止に努めることは重要です（表-2.1 参照）。

① 道路交通環境の整備

二輪車の安全な走行を確保するため、カーブや交差点の改良、交通安全施設等の整備などに努めます。

② 安全教育・啓発の推進

二輪車の安全な利用に関する意識の高揚を図るため、交通安全教育に努めます。さらに、原動機付自転車等の損害賠償保険への加入周知を図ります。

③ 指導・警告

事故多発地点の指導・警告等を強化するとともに、軽微な違反者に対しても警告書を活用するなどして安全運転意識の高揚を図ります。暴走行為が本格化する前の夏季1ヶ月間を暴走族追放強化期間としてキャンペーンを行い、暴走追放機運の高揚、若者の交通安全意識の向上等を促進し、二輪車による事故防止を推進します。

#### 4 救助・救急体制の整備

① 救助・救急体制の充実

交通事故に起因する負傷者の救命率向上や症状悪化防止を図るため、交通救助・救急活動に対する訓練を継続すると共に、ドライバーやバイスタンダー（近くに居合わせた人）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、効果的な救護が行われるよう、応急手当技能の普及を推進します。

② 救急車の適正利用の推進

交通事故による重症者等、真に救急搬送が必要となる場合に対し、救急車が迅速に出動できる体制を確保するため、「救急車は緊急性のある場合に利用する」というマナーの理解を呼び掛け、救急車の適正利用を推進します。

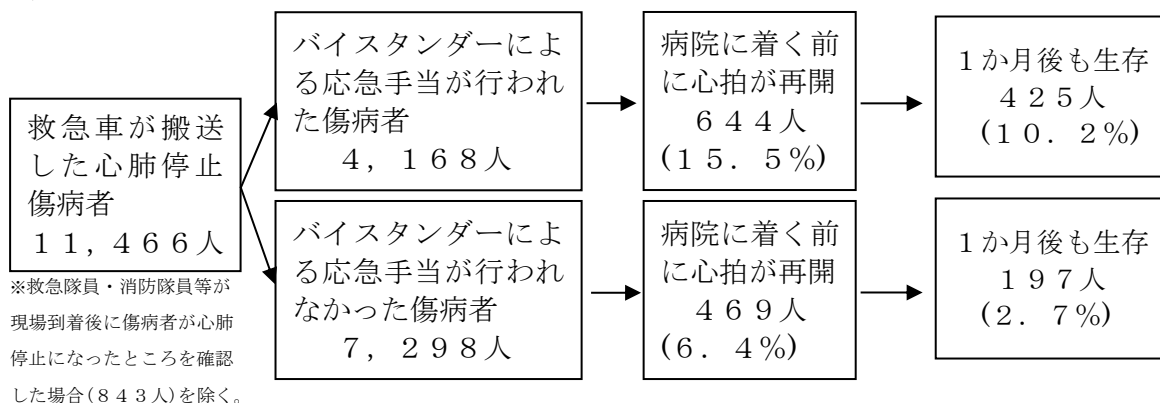
あわせて、救急車を呼ぶべきか迷ったときに医学的な助言等を行う東京消防庁救急相談センター（電話番号#7119）の利用を促進します。

表-2.11 救急活動状況（東久留米市内）

年次	出場件数					搬送人員				
	急病	交通	一般	その他	計	急病	交通	一般	その他	計
平成 28 年	3,931	418	1,017	507	5,873	3,569	385	920	393	5,267
平成 29 年	3,938	454	1,019	534	5,945	3,580	455	916	435	5,386
平成 30 年	4,345	419	1,167	518	6,449	3,869	398	1,047	415	5,729
令和元年	4,368	411	1,219	537	6,535	3,909	392	1,083	421	5,805
令和 2 年	3,901	354	1,152	511	5,918	3,447	330	1,006	394	5,177

資料：東京消防庁東久留米消防署

表-2.12 応急手当の効果（令和元年中、東京消防庁管内）



資料：東京消防庁

表-2.13 消火・救助・救急活動等にあたる消防車両配備状況

(東京消防庁東久留米消防署)

(令和3年1月1日現在)

種 別	配備先	配備台数
指揮隊車	東久留米消防署	1
査察広報車	東久留米消防署	2
ポンプ車 (非常用1台含む)	東久留米消防署	3
	新川出張所	1
救急車 (非常用1台含む)	東久留米消防署	1
	新川出張所	2
救助車	東久留米消防署	1
はしご車	東久留米消防署	1
人員輸送車	東久留米消防署	1
情報収集用二輪車	東久留米消防署	2
	新川出張所	2

※上記のほか、事故の発生場所や規模に応じ、近隣消防署の車両も出動する。

資料：東京消防庁東久留米消防署警防課

(東久留米市消防団)

(令和3年1月1日現在)

種 別	配備先	配備台数
指揮車	東久留米市消防団本部	1
ポンプ車等	第1から第10までの分団詰所	各1、計10

資料：環境安全部防災防犯課

## 5 被害者の支援

交通事故に関する被害者等から様々な相談に的確に対応することは被害者の支援に有益です。そのため、交通事故相談などの交通事故被害者等に対する支援に努めます。さらに、損害賠償責任保険や交通災害共済への加入促進にも努めます。

### ① 交通事故相談の充実

交通事故は誰もが事故当事者となる可能性があります。加害者となった場合は刑事責任のほか、民事責任も問われることになり、最近では賠償問題に関して、加害者、被害者問わず、示談交渉が難航する傾向にあります。

市では、弁護士による無料相談を実施するほか、交通事故の被害に遭われた方やそのご家族に対して、関係機関との連携により適切な支援を行えるよう取り組んでまいります。

表-2.14 市民総合相談における交通事故相談の件数

年 度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
総相談件数	620	630	646	659	514
うち交通事故相談件数	29	17	21	19	17

資料：市民部生活文化課



② 自転車損害賠償保険等への加入促進

東京都では、自転車に関連する事故の多発、一部の自転車利用者による危険な運転が社会問題となっていることなどにより、令和2年度から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。

「自転車向け保険」の周知と合わせて、交通事故にあわれた市民に見舞金の給付や義務教育修了前の遺児に遺児年金を支給する事業で、東京都39全市町村が共同で実施している「東京都市町村民交通災害共済」(通称:ちょこっと共済)の周知と加入促進に努めます。

また、自転車乗用による傷害及び対人賠償責任補償と被害者見舞金が付加されている「TSマーク」や、製品の欠陥による人身事故に対し、対人賠償責任保険が付加されている「SGマーク」の周知に努めます。



表2.15 東久留米市における「東京都市町村民交通災害共済」(通称:ちょこっと共済) 加入状況及び見舞金支払い状況

(単位:人、円、%)

年度	人口	コース	加入者数	加入率	会費収入	見舞金支払状況		
						件数	金額	支払率
令和元年度	116,719 (元.4.1)	Aコース	3,138	2.7	3,138,000	15	1,760,000	56.1
		Bコース	1,011	0.9	505,500	7	190,000	37.6
		計	4,149	3.6	3,643,500	22	1,950,000	53.5
令和2年度	116,807 (2.4.1)	Aコース	3,110	2.7	3,110,000	23	4,600,000	147.9
		Bコース	955	0.8	477,500	4	150,000	31.4
		計	4,065	3.5	3,587,500	27	4,750,000	132.4

※会費: Aコース…年額1,000円/1人 Bコース…年額500円/1人

資料: 東京市町村総合事務組合

## 6 災害に備えた道路交通環境の整備

豪雨や大地震等による自然災害が発生した場合において、応急対策の陸上交通を確保するため、災害に強い交通施設等の整備が必要です。

東久留米市地域防災計画に基づき、道路、橋梁等の耐震性の強化など災害に強い交通施策等の整備を進めるとともに、災害や大規模地震等発生時における交通規制等、災害時の交通を確保し市民の安全で安心できる環境整備に努めます。

① 災害に強い道路等の整備

- ・幹線道路が被災して通行が困難になった場合には、傷病者の救助や災害復旧支援などに大きな影響を与えます。このような状況になるのを未然に防ぐため、道路・橋梁等の耐震性の向上に努めます。
- ・災害時におけるライフラインの確保や、避難救助活動の円滑化を図るため、電線共同溝方式等による無電柱化を図ります。

② 災害時の交通規制と交通安全の確保

災害発生時に際して、交通混乱の防止や被害者の安全な避難等が行えるよう、直ちに交通規制を実施するなどの準備体制の充実を図ります。さらに、震災発生に際して緊急車両等の通行を確保するため、違法駐車 of 自動車や放置自転車等の指導・取り締りの強化などを行うとともに、震災発生時にはそれら自動車・自転車等や建物から落下した路上障害物などの除去等の緊急輸送道路障害物除去作業を実施します。

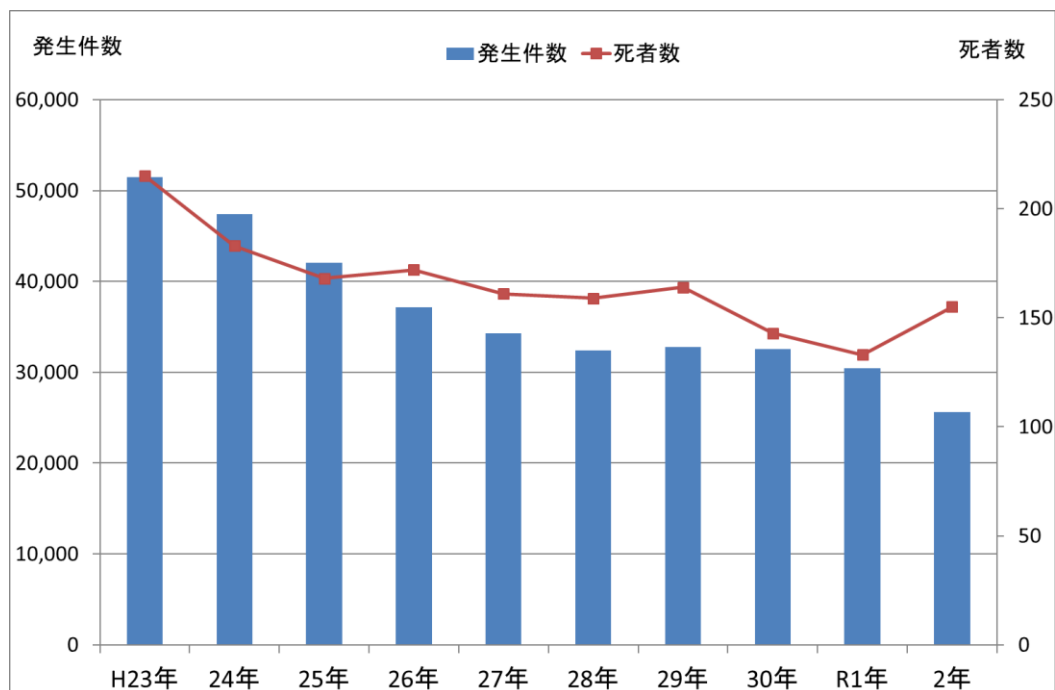
③ 災害時の救助・救急体制の整備

多摩直下地震等、大震災による応急対策や災害復旧は、市民の生命・身体及び財産を保護する観点から東久留米市地域防災計画に基づく体制の整備（交通規制の実施、緊急車両通行・緊急物資等輸送ラインの確保、救護・救急医療体制の整備等）に努めます。

# 關係資料

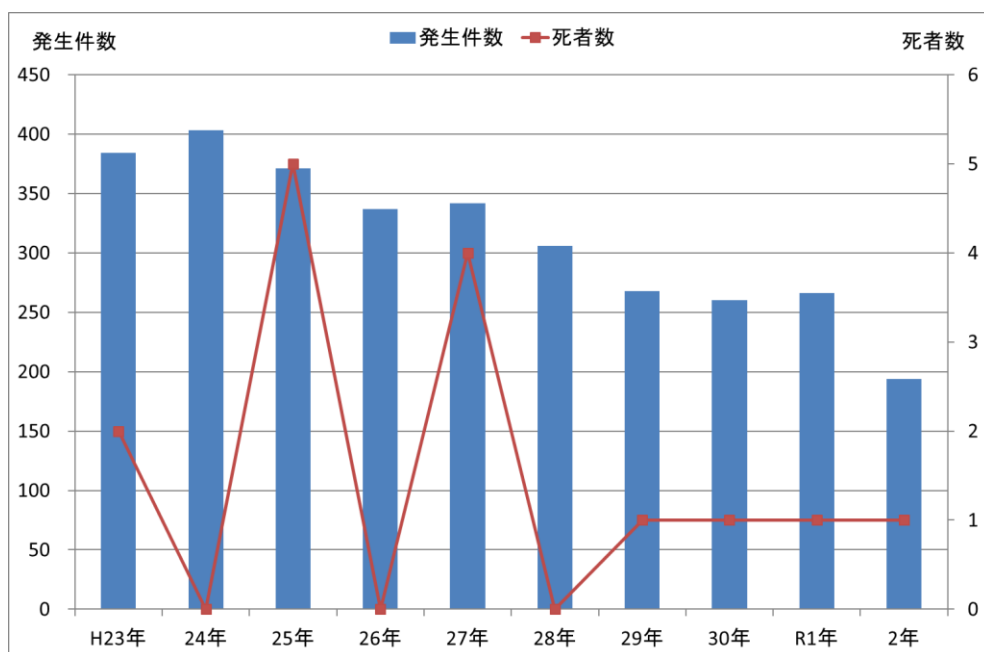
# 1 交通事故の発生状況

①発生件数、死者数の年次別（東京都内）



（警視庁 HP より）

②発生件数、死者数の年次別（東久留米市内）



（次ページの表をもとに作成）

③交通事故発生状況（田無警察署管内、東久留米市内）

年次	総数		死亡		重傷		軽傷	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
H23	(384)	(429)	(2)	(2)	(2)	(2)	(380)	(425)
	986	1,091	6	6	9	9	971	1,076
24	(403)	(436)	(0)	(0)	(1)	(1)	(402)	(435)
	1,053	1,164	1	1	5	5	1,047	1,158
25	(371)	(400)	(5)	(5)	(2)	(2)	(364)	(393)
	884	973	7	7	5	5	872	961
26	(337)	(373)	(0)	(0)	(1)	(1)	(336)	(372)
	810	896	0	0	6	7	804	889
27	(342)	(374)	(4)	(4)	(5)	(5)	(333)	(365)
	782	877	5	5	8	8	769	864
28	(306)	(350)	(0)	(0)	(3)	(3)	(303)	(347)
	772	877	3	3	6	6	763	868
29	(268)	(316)	(1)	(1)	(15)	(16)	(252)	(299)
	636	727	5	5	32	34	599	688
30	(260)	(301)	(1)	(1)	(10)	(10)	(249)	(290)
	639	721	1	1	24	24	614	696
R1	(266)	(297)	(1)	(1)	(11)	(11)	(254)	(285)
	612	678	2	2	28	28	582	648
2	(194)	(228)	(1)	(1)	(10)	(10)	(183)	(217)
	477	555	2	2	20	20	455	533

注)田無警察署管内、( )内は東久留米市内

資料：田無警察署

222 東久留米市

交通事故統計表（行政区別 累月報）

累月報【2019年12月】  
令和2年1月10日  
交通総務課（統計分析）  
令和2年12月31日まで保存

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11



種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

種別	交通事故		死傷者数	
	死亡事故	重傷事故	死者	重傷者
計	65	2	75	2
主要部道	34	2	35	2
一般部道	133	1	126	1
道路外	34	1	33	1
その他	266	11	254	11

### 3 交通事故統計表（令和2年）

県月報【2020年12月】  
令和3年1月13日  
交通総務課（統計分析）  
令和3年12月31日まで既済

## 交通事故統計表（行政区別累月報）

222東久留米市

国・道	死亡事故		死傷事故		死傷者数	
	計	死者	重傷者	軽傷者	計	死者
主要幹道	44	2	42	50	2	48
一般幹道	25	2	23	32	2	30
区道/市道	91	3	87	109	3	105
自動車専用	34	3	31	37	3	34
その他	194	1	10	183	1	217
計	388	11	362	431	11	441

事故発生状況	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
乗用車	144	50	80	33	76	3	76	3	76	3	76	3	76	3
軽乗用車	6	4	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
普通乗用車	185	52	79	41	92	5	92	5	92	5	92	5	92	5
貨物車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二輪車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	348	118	228	110	217	10	217	10	217	10	217	10	217	10

事故発生状況	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
乗用車	144	50	80	33	76	3	76	3	76	3	76	3	76	3
軽乗用車	6	4	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
普通乗用車	185	52	79	41	92	5	92	5	92	5	92	5	92	5
貨物車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二輪車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	348	118	228	110	217	10	217	10	217	10	217	10	217	10

事故発生状況	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
乗用車	144	50	80	33	76	3	76	3	76	3	76	3	76	3
軽乗用車	6	4	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
普通乗用車	185	52	79	41	92	5	92	5	92	5	92	5	92	5
貨物車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二輪車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	348	118	228	110	217	10	217	10	217	10	217	10	217	10

事故発生状況	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
乗用車	144	50	80	33	76	3	76	3	76	3	76	3	76	3
軽乗用車	6	4	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
普通乗用車	185	52	79	41	92	5	92	5	92	5	92	5	92	5
貨物車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二輪車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	348	118	228	110	217	10	217	10	217	10	217	10	217	10

事故発生状況	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
乗用車	144	50	80	33	76	3	76	3	76	3	76	3	76	3
軽乗用車	6	4	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
普通乗用車	185	52	79	41	92	5	92	5	92	5	92	5	92	5
貨物車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二輪車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	348	118	228	110	217	10	217	10	217	10	217	10	217	10

事故発生状況	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
乗用車	144	50	80	33	76	3	76	3	76	3	76	3	76	3
軽乗用車	6	4	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
普通乗用車	185	52	79	41	92	5	92	5	92	5	92	5	92	5
貨物車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二輪車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	348	118	228	110	217	10	217	10	217	10	217	10	217	10

事故発生状況	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
乗用車	144	50	80	33	76	3	76	3	76	3	76	3	76	3
軽乗用車	6	4	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
普通乗用車	185	52	79	41	92	5	92	5	92	5	92	5	92	5
貨物車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二輪車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	348	118	228	110	217	10	217	10	217	10	217	10	217	10



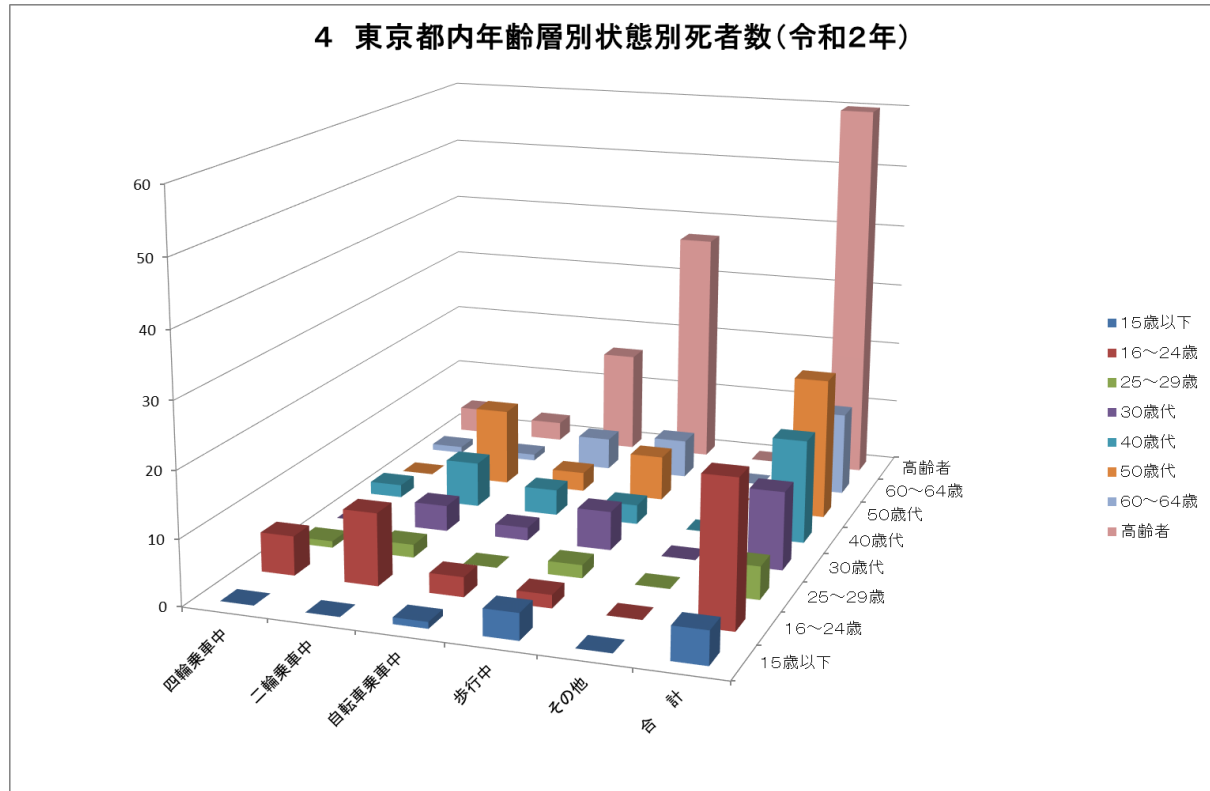
～高齢者交通安全推進員キャラクター～

1当(原付以上の車両)の違反別事故全体の死者数  
(車両側の死者数ではありません。)

信号無視	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
1当件数	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2当件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
死者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重傷者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
軽傷者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

通行目的	乗用車		軽乗用車		普通乗用車		貨物車		特殊車		二輪車		その他	
	乗用車	軽乗用車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車	普通乗用車	貨物車
1当件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2当件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
死者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
重傷者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
軽傷者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

#### 4 東京都内年齢層別状態別死者数（令和2年）



区分	子 供			若 年 層			25	30	40	50	60	高	計	増
	幼	小	中	高	中	20	~	歳	歳	歳	~	齢		
	児	学	学	校	卒	~	~	代	代	代	64	者		減
		生	生	生	~	~	歳	代	代	代	歳			数
					19	24								
					歳	歳								
歩行中	2	2				2	2	6	3	7	6	37	67	10
四輪	運転中					3	1		2		1	3	10	0
	同乗中				1	2						1	4	0
自二	運転中				3	2	6	1	4	5	9	1	34	8
	同乗中												0	0
原付	運転中						1		2	3			6	4
	同乗中												0	0
自転	運転中			1		3		2	4	3	5	16	34	1
	同乗中												0	-1
特殊	運転中												0	0
	同乗中												0	0
その他													0	0
合計	2	2	1	4	2	16	5	12	16	22	13	60	155	
増減数	1	2	1	3	-2	8	-1	1	4	-3	3	5		22



## 5 交通安全対策基本法

交通安全対策基本法

発令 : 昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号

最終改正 : 令和 3 年 5 月 19 日号外法律第 36 号

改正内容 : 令和 3 年 5 月 19 日号外法律第 36 号[令和 3 年 9 月 1 日]

○交通安全対策基本法

[昭和四十五年六月一日法律第百十号]

[総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・労働・建設・自治大臣署名]

交通安全対策基本法をここに公布する。

交通安全対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 交通安全対策会議等（第十四条—第二十一条）

第三章 交通安全計画（第二十二条—第二十八条）

第四章 交通の安全に関する基本的施策

第一節 国の施策（第二十九条—第三十七条）

第二節 地方公共団体の施策（第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。

二 車両 道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両及び鉄道又は軌道による交通の用に供する車両をいう。

三 船舶 水上又は水中の航行の用に供する船舟類をいう。

四 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

五 陸上交通 道路又は一般交通の用に供する鉄道若しくは軌道による交通をいう。

六 海上交通 船舶による交通をいう。

七 航空交通 航空機による交通をいう。

八 船員 船舶に乗り組んでその運航に従事する者をいい、水先法（昭和二十四年法

律第百二十一号) 第二条第二項に規定する水先人を含むものとする。

九 航空機乗組員 航空法第六十九条に規定する航空機乗組員をいう。

十 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

十一 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七条並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(国の責務)

第三条 国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全(以下「交通の安全」という。)に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(車両等の製造事業者の責務)

第六条 車両、船舶又は航空機(以下「車両等」という。)の製造の事業を営む者は、その製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。

(車両等の使用者の責務)

第七条 車両等を使用する者は、法令の定めるところにより、その使用する車両等の安全な運転又は運航を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(車両の運転者等の責務)

第八条 車両を運転する者(以下「車両の運転者」という。)は、法令の定めるところにより仕業点検等を行なうとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等車両の安全な運転に努めなければならない。

2 船員は、法令の定めるところにより発航前の検査、異常な気象、海象等の通報、航路標識の事故の通報、遭難船舶の救助等を行なうとともに、船舶の安全な運航に努めなければならない。

3 航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設の機能の障害の報告等を行なうとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。

(歩行者の責務)

第九条 歩行者は、道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに、陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

(住民の責務)

第十条 住民は、国及び地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するように努めなければならない。

(施策における交通安全のための配慮)

第十一条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるように配慮しなければならない。

(財政措置等)

第十二条 政府は、交通の安全に関する施策の実施に必要な財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国会に対する報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、交通事故の状況、交通の安全に関する施策に係る計画及び交通の安全に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

## 第二章 交通安全対策会議等

(中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十四条 内閣府に、中央交通安全対策会議を置く。

2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(中央交通安全対策会議の組織等)

第十五条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 内閣官房長官
- 二 国家公安委員会委員長
- 三 国土交通大臣
- 四 前二号に掲げる者のほか、指定行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者

4 中央交通安全対策会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府本府において警察庁及び国土交通省の協力を得て総括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府本府と国土交通省において共同して処理する。

6 前各項に定めるもののほか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

- 2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- 一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 都道府県教育委員会の教育長
- 三 警視総監又は道府県警察本部長
- 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員
- 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- 七 その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(市町村交通安全対策会議)

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第十九条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長。次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が委員会である場合にあつては、関係行政機関）及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(交通安全対策会議相互の関係)

第二十条 都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議は、その所掌事務

の遂行について、相互に、又はそれぞれ他の都道府県の都道府県交通安全対策会議若しくは他の市町村の市町村交通安全対策会議と協力しなければならない。

2 中央交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

3 都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県交通安全連絡協議会)

第二十一条 都道府県は、その区域における海上交通又は航空交通の安全に関し、関係地方行政機関との連絡及び協議を行なうため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、都道府県交通安全連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県交通安全連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

### 第三章 交通安全計画

(交通安全基本計画の作成及び公表等)

第二十二条 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

2 交通安全基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国家公安委員会及び国土交通大臣は、中央交通安全対策会議が第一項の規定により交通安全基本計画を作成するに当たり、前項各号に掲げる事項のうちそれぞれの所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出しなければならない。

4 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、速やかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長（指定行政機関が委員会である場合にあつては、指定行政機関。以下同じ。）及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

(内閣総理大臣の勧告等)

第二十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、交通安全基本計画の実施に関して必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により勧告をする場合においては、あらかじめ、中央交通安全対策会議の意見をきかなければならない。

(交通安全業務計画)

第二十四条 指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。

2 交通安全業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関し、当該年度において指定行政機関が講ずべき施策

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該

年度において指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交通安全業務計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する。

(都道府県交通安全計画等)

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成した

ときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(地方公共団体の長の要請等)

第二十七条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第二十八条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安全に関し必要があると認めるときは、交通安全基本計画又は交通安全業務計画（これらの計画のうち、陸上交通の安全に関する部分を除く。）の作成又は実施に関し、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすることができる。

#### 第四章 交通の安全に関する基本的施策

##### 第一節 国の施策

(交通環境の整備)

第二十九条 国は、交通環境の整備を図るため、交通安全施設及び航空交通管制施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路及び公共用水域の使用の適正化等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、陸上交通の安全に関し、住宅地、商店街等について前項に規定する措置を講ずるに当たっては、特に歩行者の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する知識の普及等)

第三十条 国は、交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通の安全に関する民間の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(車両等の安全な運転又は運航の確保)

第三十一条 国は、車両等の安全な運転又は運航の確保を図るため、車両の運転者、船員及び航空機乗組員（以下この項においてこれらの者を「運転者等」という。）の教育の充実、運転者等の資格に関する制度の合理化、車両等の運転又は運航の管理の改善、運転者等の労働条件の適正化等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通の安全に関し、気象情報その他の情報の迅速な収集及び周知を図るため、気象観測網の充実、通信施設の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(車両等の安全性の確保)

第三十二条 国は、車両等の安全性の確保を図るため、車両等の構造、設備、装置等に関する保安上の技術的基準の改善、車両等の検査の充実等必要な措置を講ずるもの

とする。

(交通秩序の維持)

第三十三条 国は、交通秩序の維持を図るため、交通の取締り等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における救助体制の整備等)

第三十四条 国は、交通事故による負傷者に対する応急手当及び医療の充実を図るため、救急業務に関する体制の整備、救急医療施設の充実等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海難救助の充実を図るため、海難発生情報の収集体制及び海難救助体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十五条 国は、交通事故による被害者（その遺族を含む。以下この条において同じ。）に対する損害賠償の適正化を図るため、自動車損害賠償保障制度の充実、交通事故による被害者の行なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興等)

第三十六条 国は、交通の安全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究に関する体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通事故の原因の科学的究明を図るため、総合的な研究調査の実施等必要な措置を講ずるものとする。

(交通の安全に関する施策の実施についての配慮)

第三十七条 国は、前八条に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の生活を不当に侵害することとならないように配慮するものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の施策)

第三十八条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に規定する国の施策に準ずる施策を講ずるものとする。

## 第五章 雑則

(特別区についてのこの法律の適用)

第三十九条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔昭和四六年六月二日法律第九八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

[昭和四六年十一月政令三四七号により、昭和四六・一二・一から施行]

附 則〔昭和五〇年七月一〇日法律第五八号抄〕

(施行期日)



1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一八年五月一七日法律第三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第六条、〔中略〕第二十条の規定 平成十九年四月一日

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和三年五月一九日法律第三六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第六十一条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 6 東久留米市交通安全対策協議会設置要綱

東久留米市交通安全対策協議会設置要綱

平成 19 年 8 月 30 日訓令乙第 126 号改正

平成 23 年 6 月 20 日訓令乙第 117 号

平成 28 年 6 月 20 日訓令乙第 140 号

平成 31 年 3 月 26 日訓令乙第 43 号

令和 3 年 7 月 27 日訓令乙第 79 号

東久留米市交通安全対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 交通事故のない安全で安心なまちの実現を図るため、東久留米市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 協議会は、交通事故防止対策に関する必要な事項について、調査及び検討する。

2 協議会は、第 2 の 1 による検討結果について、東久留米市長（以下「市長」）に報告する。

(委員の構成)

第 3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は選任する。

- (1) 田無警察署交通担当の警察官 1 名
- (2) 東久留米市交通安全協会 2 名以内
- (3) 東久留米消防署職員 1 名
- (4) 東久留米市自治会連合会 1 名
- (5) 東久留米市立小中学校保護者 1 名
- (6) 東久留米市商工会 1 名
- (7) 東久留米市私立幼稚園連合会 1 名
- (8) 東久留米市立小中学校長 1 名
- (9) 東久留米市職員 4 名以内
- (10) 東久留米市教育委員会事務局職員 1 名
- (11) 東久留米市シニアクラブ連合会

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、第 2 に規定する市長への報告を完了するまでとする。

(会長・副会長の選任及び権限)

第 5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会の会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 協議会は、会長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

2 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 協議会は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝金)

第7 協議会の委員のうち、第3の(1)、(3)、(8)、(9)及び(10)に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。ただし、謝金として支給する者から辞退の申し出があったときは、この限りでない。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、都市建設部管理課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

付 則 (平成23年6月20日訓令乙第117号)

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月20日訓令乙第140号)

この訓令は、平成28年6月20日から施行する。

付 則 (平成31年3月26日訓令乙第43号)

この訓令は、平成31年3月26日から施行する。ただし、第8の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年7月27日訓令乙第79号)

この訓令は、令和3年7月27日から施行する。